

小笠原諸島の振興開発の重要な事項に関する意見（案）

1. 昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島については、昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置し、島民が戦中から戦後の24年間帰島できなかつたこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的的特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により着実に実施され、相応の成果を上げてきたところである。

2. しかしながら、依然として、高速の交通・通信アクセス手段が未だに整備されていないことが、観光を始めとする産業の振興や、住民生活の安定に大きな影響を与えている。また、返還後40周年を迎え、島民の今後の高齢化の進展等を踏まえた保健・医療・福祉の充実や、復帰後に建設された施設の老朽化が課題となるとともに、東南海・南海地震の発生時に想定される大規模津波への対策も必要である。

一方、小笠原諸島は、太古の火山活動による形成以降、大陸と一度も繋がったことがなく、独自の進化をとげた数多くの固有種・希少種が生息・生育することや、海洋島の地形・地質について一連の形成過程が観察できる世界で唯一の地域であること等、自然環境面において極めて貴重な地域であり、世界自然遺産への登録に向けて、保護担保措置の充実及び外来種対策の推進等の積極的な環境保全が必要とされている。

3. 小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3割を確保していること、同諸島周辺海域を航行する船舶にとって緊急時の重要な寄港地である等の国家的役割を有している。海洋基本法に基づく海洋基本計画では、我が国の領域及び排他的経済水域の保全等における離島の重要性にかんがみ、離島の振興のため、定住環境の整備等に取り組むことが重要とされた。この趣旨をも踏まえ、今後の小笠原諸島の振興開発においては、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定・利便性の向上等に向けた取組を、自然との共生を図るとともに、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、進める必要がある。

4. 具体的には、農業基盤の整備、農産物の地産地消及び本土への販路拡大、漁獲高の安定のための養殖漁業の育成、観光メニューの開発や観光客受け入れ態勢の一層の充実並びに他産業との連携強化等による多様な観光産業の振興といった、地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化に、自然環境の保全に配慮しつつ取り組む。また、施設の整備・移転のみならず避難救援体制の充実といった総合的な防災対策、医療福祉サービスの維持向上、通信ネットワークの

高度化等にも取り組んでいく。これらに加え、我が国のいわば最前線という地理的な位置や、固有の自然環境等が有する地球的ともいえる役割をも踏まえ、国を超えた規模での交流促進、研究機能の充実強化等を図るとともに、自然環境の適正な利用と保全に向けて、良好な景観の形成や環境に配慮した循環型の地域づくり等に取り組む。さらに、適正な土地利用についても配慮する必要がある。

なお、特に高速交通アクセスの整備については、航空路の開設に関し、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等、まず東京都と小笠原村が地域レベルで十分に検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図る。これを踏まえて、事業化に向けた諸課題について検討していく。この際、小笠原諸島が本土から約1,000km離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある。

5. このような施策を展開し、地域の抱える諸課題の克服と将来の発展に向けた振興開発を図り、もって小笠原諸島の自立的発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためには、小笠原諸島の特性を生かした地域の主体的な取組を国及び東京都が支援し、ハードとソフトを一体とした総合的な施策を実施することが必要である。

現行の小笠原諸島振興開発特別措置法において、振興開発計画の策定主体が国から東京都に移行し、地域による主体的な計画の策定及び実行がなされているが、さらに、地域住民の参画を一層進めた地域の主体的な取組を基にして、東京都や国等の関係者が協力していくことを基本とする法的枠組みにより、地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。

6. また、それらの特別な措置に基づく振興開発を着実に実施していくためには、関係地方公共団体において振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価を行うことを目的としたフォローのための仕組みを設けることを検討すべきである。